平成２５年（フ）第１０８３号
愛知県尾張旭市北山町北新田118番地１　ピネ北山201号
破産者　金城サービスこと　金城　秀幸
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０９号
名古屋市西区枇杷島５丁目７番５号　リバーサイド本郷105号
破産者　富士食品こと　西野入義唯
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３０号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅16棟202号
破産者　アクエリアスこと　潮　省一郎
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７４号
愛知県一宮市大和町毛受字一本松38番地　トロワソレイユＢ101号、営業所の住所名古屋市西区児玉１－５－７　メナー浄心308号室
破産者　アカホシデザインオフィスこと　赤星　秀行
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３１３号
愛知県清須市助七１丁目44番地　デュープレックス国王27・102
破産者　Ｅ．ＳことＩＲＩこと　速水　順也
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３１６号
名古屋市中川区万場２丁目119番地　コーポラス美和102号
破産者　石田　克己（旧姓久光）
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３９号
名古屋市名東区社が丘４丁目711番地　ドミール平池Ａ―201号
破産者　橋本　房宜
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４６号
岐阜県大垣市青柳町４丁目74番地　シャーメゾン青柳201、開始決定時の住所愛知県春日井市弥生町２丁目121番地２　ヤヨイホーム201号
破産者　鈴木　　淳
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６号
三重県名張市美旗町池の台東206番地
破産者　植田　典文
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９２８号
神戸市西区伊川谷町有瀬812番地の６　１―708号、従前の住所神戸市垂水区本多聞７丁目12番３号
破産者　髙林　邦彦
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番19―702号、従前の住所広島県呉市押込１丁目10番36号
破産者　山崎　智史
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８５号
岡山県浅口市鴨方町益坂1531番地２
破産者　大橋　一成
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
広島県東広島市安芸津町大田463若宮ハイツ１―１、住民票上の住所広島県東広島市黒瀬松ケ丘617番地358
破産者　藤本　　優
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３６号
広島市佐伯区五日市６丁目５番８号
破産者　西原設備こと　西原　　學
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６７号
大分市大字里2392番地の１　タウニイ実本202、従前の住所大分県津久見市大字千怒5300番地
破産者　木本　正彦
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１０号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目44番１―201号
破産者　山内　昌一
１　決定年月日　平成26年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２０３号
開始決定時の住所北海道上川郡東神楽町北３条東２丁目２番22号
破産者　田中　　博
１　決定年月日　平成26年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０４号
開始決定時の住所北海道上川郡東神楽町北３条東２丁目２番22号
破産者　田中めぐみ（旧姓工藤）
１　決定年月日　平成26年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部